

本書は、次の3つの思いを込めて書きました。

1. 相続税申告の依頼者に相続税の基礎知識を網羅的に伝えたい

税理士として、相続税の申告業務を依頼された場合は、依頼者に相続税の税額計算の概要、特例や税額控除などをできるだけわかりやすく説明しています。それは、相続税の仕組みを理解したうえで、最適な遺産分割協議をして、依頼者にとって最も有利な相続税申告をしてもらいたいからです。

従来より、依頼者には、本書の巻末に付録として掲載した冊子「相続手続の流れと必要書類」を渡し、相続税の概要や相続手続に必要な資料等について説明してきました。

しかし、この冊子だけでは、詳細まで十分に説明しきれません。そのため、依頼者に相続税申告と相続手続について、さらに詳細に、より具体的に、かつ、網羅的に説明するための解説書として本書を書きました。

2. 相続税申告実務を体系化した入門マニュアルを作りたい

相続税の申告実務は、相続税法の知識だけでなく、民法の知識、戸籍の知識、不動産に関する知識等、幅広い知識が必要となります。

また、相続に伴う不動産や金融資産等の相続財産の名義変更手続、年金や健康保険等の社会保険の手続の知識も不可欠となります。

そして、相続税の申告実務は、相続に関する知識はもとより、相続全体を見渡しながら行う必要があります。そのため、亡くなられた方の生前の生活ぶりや家族構成をも考慮して、現預金の在り高や名義財産の有無等を調査する必要があります。

そこで、30年以上にわたる相続税申告の実務経験を生かして、相続税申告業務に必要な不可欠な基本事項を、体系的に、かつ、わかりやすく、簡潔にまとめ、はじめて相続税申告を行う場合の入門マニュアルとして、本書を書きました。

3. 相続税法と関連法令等に関する最新の情報を伝えたい

生前贈与に対する課税方法は、令和6年1月1日から大きく改正されました。暦年課税では、相続財産に加算される生前贈与財産が相続開始以前3年以内から7年以内に延長され、相続時精算課税では、相続税に加算されない基礎控除額が創設されました。いずれも、今後の生前贈与のあり方に大きな影響を与える改正です。そのため、改正の経緯や趣旨を含め、また、改正後の各制度の長所と短所についても詳細に解説しました。

一方、令和6年4月1日以後、相続登記申請が義務化されました。令和6年4月1日以後に相続または遺贈により取得した不動産は3年以内に、それ以前に取得した不動産は令和9年3月31日までに登記申請をしないと罰則の対象とされることになりました。

また、この相続登記申請の義務化に先立ち、平成29年5月29日には、相続手続に必要な戸籍等の内容を要約した証明書を法務局が無料で交付する「法定相続情報証明制度」が創設されました。さらに、令和6年3月1日には、全国の戸籍謄本等が最寄りの市区町村役場で取得することができる「戸籍等の広域交付制度」が創設されました。

これらの相続税法や関連法令等の最新の情報をわかりやすく伝えるとともに、新たに創設された制度については、申請書等を例示して、すぐに活用してもらえるように、本書を書きました。

本書は、多くの方々の支えにより出版することができました。

まず、本書を書くにあたりたくさんのご指導をいただいた日本法令出版課の大澤有里様、多くの質問に答えていただいた山岡美樹税理士、条文や文章のチェックを辛抱強くしていただいた籠谷千春税理士、誤字脱字等のチェックをしてくれた浅見会計のスタッフたち、この方々の協力なくしては、本書の出版はできなかったと思います。また、日頃から仕事を一緒にさせていただいている春日秀一郎弁護士、國塚道和弁護士、早上卓也司法書士、坂本彰太郎司法書士、山崎剛社会保険労務士には、たくさんのおアドバイスをいただきました。ほんとうにありがとうございました。心より、感謝をいたします。

令和7年3月

浅見 透

目次

第1章 相続と相続分

- ① 相続税法と民法 10
- ② 相続権と法定相続人 11
- ③ 法定相続分 13
- ④ 相続の承認と放棄 14
- ⑤ 親族の範囲 17
- ⑥ 親族関係図 22
- ⑦ 法定相続人と相続分の具体例 24

第2章 遺言と分割協議

- ① 遺言と遺言の方式 30
- ② 自筆証書遺言 34
- ③ 公正証書遺言 37
- ④ 秘密証書遺言 40
- ⑤ 遺産分割協議 42
- ⑥ 遺留分 47

第3章 贈与税の概要と課税財産

- ① 贈与の意義 50
- ② 相続税と贈与税の課税対象 51
- ③ 贈与税の納税義務者 53
- ④ 贈与税の納税地と申告納付 57

- ⑤ 贈与税の課税財産 61
- ⑥ 贈与税の非課税財産 62
- ⑦ 扶養義務者間の贈与の取扱い 63

第4章 暦年課税の贈与税

- ① 贈与税の暦年課税制度の概要 68
- ② 課税価格と税額計算 69
- ③ 2種類の贈与税率 70
- ④ 贈与税額の計算例 73
- ⑤ 特殊な贈与契約の取扱い 77
- ⑥ 暦年課税制度の特例 80

第5章 相続時精算課税の贈与税

- ① 相続時精算課税の概要 90
- ② 相続時精算課税の選択 91
- ③ 贈与税額算出の計算例 94
- ④ 特定贈与者の相続税額計算 99
- ⑤ 住宅取得等資金の贈与の特例 102
- ⑥ 暦年課税と相続時精算課税 104

第6章 相続税申告の流れ

- ① 相続開始から納骨までの流れ 110
- ② 相続税申告までの流れ 113
- ③ 所得税等の準確定申告 115
- ④ 財産目録の作成と遺産分割 119
- ⑤ 相続税の申告と納付 121

第7章 相続税の概要と課税価格

- ① 相続税の意義と税額計算の概要 126
- ② 相続税の納税義務者 127
- ③ 相続税の納税地と申告納付 132
- ④ 相続税の課税財産 134
- ⑤ 相続税の非課税財産 138
- ⑥ 債務控除・葬式費用 140
- ⑦ 生前贈与加算 143

第8章 相続税の税額控除と納付税額

- ① 遺産に係る基礎控除と相続税の総額の計算 148
- ② 各人の算出税額の計算 154
- ③ 各人の納付すべき相続税額の計算の流れ 156
- ④ 相続税額の加算 157
- ⑤ 暦年課税分の贈与税額控除 158
- ⑥ 配偶者に対する相続税額の軽減 159
- ⑦ 未成年者控除と障害者控除 162
- ⑧ 相次相続控除と外国税額控除 164

第9章 相続税申告書作成演習

- ① 相続税額計算の流れ 170
- ② 相続税申告書の記載方法 172
- ③ 被相続人とその親族の状況 175
- ④ 遺産分割の内容と相続税評価額 177
- ⑤ 相続税の課税価格の計算 180
- ⑥ 相続税の総額の計算 183

⑦ 各人の納付税額の計算	184
⑧ 相続税申告書の記載例	186

第10章 相続財産の諸手続

① 戸籍と住民票の意義と種類	206
② 相続人を確定する書類	211
③ 相続手続に必要な書類	214
④ 不動産の相続登記	220
⑤ 金融資産等の相続手続	223
⑥ 公的医療保険制度の手続	226
⑦ 公的年金制度の手続	229
⑧ その他の財産の相続手続等	233

第11章 財産評価の原則と名義財産

① 財産評価の原則	236
② 個人の所有財産の判定	238
③ 名義財産の判定	240
④ 名義財産の具体例	243
⑤ 現金の評価	246
⑥ 預貯金の評価	248
⑦ 預貯金等の通帳等の分析方法	252

第12章 不動産の基礎と家屋の評価

① 不動産の所有権	258
② 公図・登記事項証明書等	260
③ 都市計画法と建築基準法	269

- ④ 家屋の評価 271
- ⑤ 居住用区分所有財産の評価 274

第13章 土地の評価

- ① 土地の評価単位 284
- ② 土地の時価とは 289
- ③ 倍率方式の評価方法 292
- ④ 路線価方式の評価方法 294
- ⑤ 路線価評価額（自用地） 300
- ⑥ 路線価評価額（権利関係のある宅地等） 305
- ⑦ 小規模宅地等の減額特例 312

第14章 株式の評価

- ① 株式の種類と評価方法 318
- ② 取引相場のない株式の評価（配当還元方式） 320
- ③ 取引相場のない株式の評価（原則的評価方式） 323
- ④ 類似業種比準価額の計算 326
- ⑤ 純資産価額の計算 330
- ⑥ 取引相場のない株式の計算例 332

第15章 みなし財産の評価

- ① みなし財産の種類 358
- ② 生命保険契約の基礎知識 359
- ③ 年金保険契約の基礎知識 362
- ④ みなし相続・遺贈財産 365
- ⑤ みなし贈与財産 372

⑥ みなし贈与・遺贈財産 374

【付録】冊子 相続手続の流れと必要書類 378

● 凡 例 ●

法律名	略
相続法	相法
相続税法施行令	相令
相続税法基本通達	相基通
財産評価基本通達	評価通達、評基通
所得税法基本通達	所基通
家事事件手続法	家事法
租税特別措置法	措法
租税特別措置法施行令	措令
法人税法	法法
法人税法施行令	法令
災害被害者に対する租税の減免、 徴収猶予等に関する法律	災免法
災害被害者に対する租税の減免、 徴収猶予等に関する法律の施行 に関する政令	災免令
不動産登記法	不登法
建築基準法	建基法

【条・項・号の略について】

条…算用数字

項…丸付き数字

号…漢数字

(例) 法人税法第22条第3項第2号 → 法法22③二

第 1 章

相続と相続分

相続税法は、民法の規定を前提として、相続税と贈与税の税額計算等について規定しています。そのため、相続税法を理解するためには、民法の相続や親族に関する規定の知識が必要になります。

そこで、本章では、民法の規定のうち、相続人と相続権、相続の承認と放棄、親族の範囲を中心として解説します。

また、民法が規定する相続人とその相続分については、具体例を示して、様々なケースにおける相続人とその相続分について解説をします。

- ① 相続税法と民法 10
- ② 相続権と法定相続人 11
- ③ 法定相続分 13
- ④ 相続の承認と放棄 14
- ⑤ 親族の範囲 17
- ⑥ 親族関係図 22
- ⑦ 法定相続人と相続分の具体例 24

① 相続税法と民法

1. 相続税法と民法

相続税法は、相続税と贈与税の2つの税目について規定しています。相続税は、相続または遺贈による財産の移転に対して課税します。また、贈与税は、生前贈与による財産の移転に対して課税します。相続税と贈与税は、どちらも原則として個人間の無償による財産の移転に対して課税する租税です。

ただし、相続、遺贈および贈与についての法律的な取扱いは、民法で規定しています。そのため、相続税、贈与税の税額計算をするためには、まず、民法の相続、遺贈および贈与に関する規定を理解する必要があります。

以下、本章で相続、第2章で遺贈、第3章で贈与に関する民法の基本事項を解説します。

2. 相続の開始（民法882）

「相続は、死亡によって開始する。」と、民法は規定しています。人には寿命がありますから、財産の多い少ないにかかわらず、誰でも、必ず、相続が開始します。死亡した人を、被相続人といいます。

3. 相続の一般的効力（民法896）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利および義務を包括的に承継します。

したがって、相続人は、被相続人の死亡という事実だけを原因として、被相続人の所有していた土地、建物、現預金、家財その他の財産のすべてを無条件に承継します。また、積極的な財産だけでなく、被相続人の負担すべき借入金、カードローン、税金や未払金その他の債務のすべても、無条件で引き継ぐことになります。

ただし、被相続人の一身に専属した地位や資格は、相続人に承継されません。一身に専属した地位や資格とは、被相続人自身だけが行使できるもの、たとえば、会社の代表取締役などの役職とか被相続人が取得した国家資格などです。

② 相続権と法定相続人

1. 配偶者の相続権（民法890）

被相続人の配偶者は、常に、相続人になります。

配偶者とは、夫にとっての妻、妻にとっての夫をいい、戸籍上の婚姻関係のある者をいいます。配偶者は、被相続人と血のつながりのある血族ではありませんが、被相続人が自ら選んだ生涯のパートナーであるため、必ず、相続人になります。

2. 第1順位の相続権

（1）第1順位の相続人（民法887①）

被相続人の子は、第1順位の相続人になります。

親の財産が相続により、親から子へ、子から孫へと、順に下の世代へと承継されていくことは自然な流れです。そのため、第一順位の相続人は、子になります。

（2）子の代襲相続（民法887②③）

第一順位の相続人である被相続人の子が、以下の代襲事由^{だいしゅうじゆう}に該当する場合には、子の子（被相続人の孫）が、子の相続権を代襲して相続人となります。また、この代襲者が、代襲事由に該当する場合には、代襲者の子（被相続人のひ孫）がその相続権を代襲します。被相続人の直系卑属であれば、同様に相続権が順次、代襲相続されていきます。

① 相続開始以前の死亡（民法887）

相続人が、被相続人の相続開始以前に死亡していること

② 欠格事由による相続権の喪失（民法891）

相続人が故意に被相続人等を死亡させたなどにより刑に処せられたこと等の欠格事由により相続権を失ったこと

③ 廃除による相続権の喪失（民法892）

被相続人が、相続人から虐待等を受けるなどしたため、家庭裁判所に請求してその相続人を廃除して相続権を排除したこと

（3）胎児の権利能力（民法886）

相続の開始時に胎児がいる場合には、胎児は既に生まれたものとみなします。したがって、相続の開始時に、被相続人の子が胎児であっても、胎児は第1順位の相続人となります。ただし、死産であった場合を除きます。

3. 第2順位の相続権（民法889①一）

（1）直系尊属の相続権

直系尊属は、第2順位の相続人になります。そのため、第1順位の相続人がいない場合に相続人となります。

（2）親等の異なる直系尊属がいる場合

親等の異なる直系尊属がいる場合には、親等の近い直系尊属が先に相続人になります。

たとえば、相続開始時に、第1順位の相続人がなく、1親等の直系尊属である父母が相続開始以前に死亡していて、2親等である祖父母がいる場合には、祖父母が第2順位の相続人になります。なお、直系尊属の場合は、近い親等の尊属が相続人になるのであって、直系卑属の場合のような相続権の代襲という概念ではありません。

4. 第3順位の相続権（民法889①二）

（1）兄弟姉妹の相続権

被相続人の兄弟姉妹^{けいていしまい}は、第3順位の相続人になります。そのため、第1順位の相続人および第2順位の相続人がいない場合に、相続人となります。

（2）兄弟姉妹の相続権の代襲者

被相続人の兄弟姉妹が、代襲事由のいずれかに該当する場合には、兄弟姉妹の子（被相続人の甥^{おい}または姪^{めい}）が、その相続権を代襲します。ただし、その者の子（甥または姪の子）は、被相続人との親等が遠いため、その相続権を代襲することはできません。

③ 法定相続分

1. 法定相続分（民法900）

（1）配偶者と子が相続人の場合

配偶者と子の相続分は、各2分の1とします。また、子が複数人いる場合には、各自の相続分は等分とします。

（2）配偶者と直系尊属が相続人である場合

配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とします。また、直系尊属が複数人いる場合には、各自の相続分は等分とします。

（3）配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とします。ただし、^{はんけつつけいていしまい}半血兄弟姉妹（父母の一方のみを同じくする兄弟

姉妹)の相続分は、全血兄弟姉妹(父母の双方を同じくする兄弟姉妹)の相続分の2分の1とします。

2. 代襲相続人の相続分(民法901)

相続権を代襲した代襲相続人の相続分は、その代襲相続人の直系尊属が受けるべきであった相続分と同じになります。ただし、代襲相続人が数人あるときは、その各自の相続分は等分とします。

3. 相続人と相続分のまとめ

区 分	第1順位 (子・代襲者)	第2順位 (直系尊属)	第3順位 (兄弟姉妹・代襲者)
配偶者の相続分	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$
各順位の相続分	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{4}$
(相続分合計)	$\frac{2}{2}$	$\frac{3}{3}$	$\frac{4}{4}$

※ 子およびその代襲者、直系尊属が複数人の場合は等分とします。

※ 兄弟姉妹が複数人の場合は等分とします。ただし、半血兄弟姉妹は全血兄弟姉妹の2分の1とします。

④ 相続の承認と放棄

1. 相続の承認または放棄をすべき期間(民法915)

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利および義務を包括的に承継します。被相続人の現預金や土地建物等の積極財産が、借入金やカードローンなどの債務よりも多いのであれば、相続人は単純承認により積極財産を相続して債務を返済し、残りの財産を取得することができます。

しかし、被相続人の相続開始時の積極財産よりも債務が多い、つまり、被相続人が債務超過の状態では相続が開始することもあります。そ

の場合には、相続を単純承認すると、相続人は、被相続人の債務を相続人自身の財産で返済しなければならなくなり、不利益を被ることになります。そのため、相続人には、相続の開始を知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述することにより、相続を限定承認する権利、または、相続を放棄する権利が与えられています。

2. 単純承認

(1) 単純承認の効力（民法920）

相続人が、単純承認をしたときは、相続開始の時から、無限に被相続人の権利義務を承継することになります。

(2) 法定単純承認（民法921）

下記①から③のいずれかに該当するときは、相続人は、単純承認をしたものとみなされます。

- ① 相続人が、相続財産の全部または一部を処分したとき。ただし、その財産の保存行為および一定の期間を超えない賃貸をすることは処分したことにはなりません。
- ② 相続人が、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、限定承認または相続の放棄をしなかったとき。
- ③ 相続人が、限定承認または相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部もしくは一部を隠匿し、個人的にこれを消費し、または悪意でこれを相続財産の目録の中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が、相続の単純承認をしたときを除きます。

3. 限定承認

(1) 限定承認 (民法922)

限定承認とは、相続人が、相続により取得した財産の価額を限度として、被相続人の債務等を引き継ぐ相続の承認方法をいいます。つまり、被相続人から一定の財産のみを承継し、その財産の時価相当額までの債務は承継しますが、それを超える債務等は承継しないという相続の承認方法です。

(2) 限定承認の手続 (民法923、924)

相続人が限定承認をするためには、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、共同相続人全員の合意により、共同して、限定承認をする旨を申述しなければなりません。ただし、相続を放棄した相続人の同意は必要ありません。

(3) 限定承認の具体例

被相続人が、時価1億円の居住用の土地建物を所有し、かつ、1億1,000万円の借入金を有した状態で相続が開始したとします。このような場合に、共同相続人全員が共同して、この時価1億円の土地建物を相続し1億円の借入金を引き継ぐ旨を家庭裁判所に申述することにより、限定承認をすることができます。

4. 相続の放棄

(1) 相続の放棄 (民法938)

相続の放棄をしようとする者は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。

(2) 相続放棄の効力 (民法939)

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、はじめから相続人とならなかったものとみなされます。また、相続を放棄した者の子は、代襲相続人になることはできません。また、一度相続の放棄をした者は、それを取り消すことはできません。

⑤ 親族の範囲

1. 親族の範囲 (民法725)

親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

2. 血 族

(1) 自然血族と法定血族

血族^{けつぞく}には、自然血族と法定血族^{ぼうけいけつぞく}があります。自然血族は、血縁のある者同士をいい、直系血族と傍系血族^{ほんけいけつぞく}があります。法定血族は、養子縁組をした養親と養子のように法律上親子としての関係が生じた者同士をいいます。

(2) 直系血族

① 直系血族

直系血族とは、親子としての血縁関係のある者同士をいいます。本人よりも前の世代の父母、祖父母等は、尊属^{そんぞく}の直系血族です。また、本人よりも後の世代の子、孫、曾孫等は、卑属^{ひぞく}の直系血族です。

② 実子

実子とは、父母と血縁のある子をいいます。戸籍上の婚姻関係にある夫婦間に生まれた実子を嫡出子^{ちやくしゅつし}、それ以外の実子を非嫡出子^{ひちやくしゅつし}といいます。

③ 認 知（民法772、779～789）

認知とは、戸籍上の婚姻関係にない男女から生まれた子について、原則として、父親が自分の子であることを認めて戸籍上の親子関係を生じさせることをいいます。母親と子は、分娩の事実により親子関係が明らかであるため認知の必要がありません。なお、認知の効力は、出生にさかのぼって生じます。ただし、成人の子の認知にはその子の承諾が必要です。

（３）傍系血族

① 傍系血族

傍系血族とは、兄弟姉妹、尊属の直系血族の兄弟姉妹およびこれらの者の卑属の直系血族をいいます。つまり、直系血族以外の血族です。

② 全血または半血兄弟姉妹

兄弟姉妹のうち、父母の双方を同じくする兄弟姉妹を全血兄弟姉妹といいます。また、父母のうちいずれか一方のみを同じくする兄弟姉妹を半血兄弟姉妹といいます。

（４）法定血族

① 法定血族（民法727、809）

法定血族とは、生物としての血縁関係はありませんが、民法に規定する養子縁組により親族関係が生じた者同士をいいます。養子は、養子縁組の日から、養親の嫡出子としての身分を取得し、養親の血族とも親族関係も取得します。また、養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があります。

② 普通養子縁組（民法792～801）

普通養子縁組後も、実父母と養子の自然血族としての親族関係は失われませんので、養子は、実父母と養父母の２組の親を持つこと（二重身分）になります。また、養子縁組の回数に制限はありませんから、複数の養親と縁組をすることができます。養子の戸籍は、直近の養親の戸籍に入籍しますが、婚姻した場合には新しい養子夫婦の戸籍が編製されます。

この法定血族の身分は、死亡、離縁または養子縁組の取消しにより消滅します。

③ 特別養子縁組（民法817の2～817の11）

家庭裁判所は、実父母による監護等が困難である等の一定の場合に、その子と一定の養父母との特別養子縁組を成立させることができます。この特別養子縁組の場合には、その子と実父母との自然血族としての親族関係は失われます。

④ 養子の氏（民法810）

嫡出子は原則として、父母の氏（姓または名字）^{うじ}を称します（民法790）。養子は、養親の氏を称します。ただし、婚姻の場合には、夫または妻のいずれの氏を称するかは、夫婦の判断にゆだねられているため（民法750）、養子は、養親の氏ではなく、婚姻相手の氏を称することができます。

（5）血族のまとめ

血族	自然血族 (血縁関係)	直系血族 (親子の関係)	尊属（前の世代）	父母、祖父母など	
			卑属（後の世代）	実子	嫡出子
					非嫡出子
		孫・ひ孫など			
	傍系血族 (兄弟姉妹の関係)	尊属（前の世代）	伯叔父母など		
		同 世 代	兄弟姉妹など		
		卑属（後の世代）	甥姪、甥姪の子など		
	法定血族	普通養子縁組	実親・養親の嫡出子	普通縁組の養子	
特別養子縁組		養親の嫡出子	特別縁組の養子		

3. 配偶者

配偶者は、戸籍上の婚姻関係にある者をいいます。法律上は、配偶者は、自己と同列として取り扱います。配偶者の身分は、婚姻により取得され、離婚または婚姻の取消しにより消滅します。

4. 姻 族

姻族とは、配偶者の血族および本人の血族の配偶者をいいます。いずれも婚姻により生じます。姻族の身分は、婚姻により取得され、離婚または婚姻の取消しにより消滅します。

5. 親 等

① 親 等

親等とは、親族のうち、本人からの親族関係の近さを表すものです。1親等、2親等などの表現をし、数字が小さいほど近く、大きいほど遠くなります。

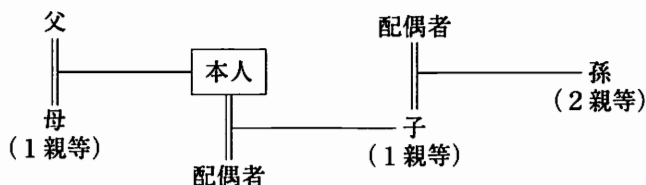
② 親等の計算（民法726）

直系血族の親等は、本人からその直系血族の世代数が親等になります。そのため、父母は1親等、孫は2親等になります。

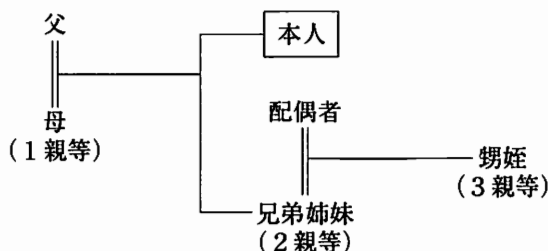
傍系血族の親等は、本人から同一の祖先までの世代数に、その祖先からその傍系血族までの世代数を合計した世代数が親等になります。そのため、兄弟姉妹は、本人から父母までが1世代上がり、父母から兄弟姉妹が1世代下がるため2親等になります。

また、甥、姪は、兄弟姉妹からさらに1世代下がりますから、3親等になります。

③ 直系血族の親等



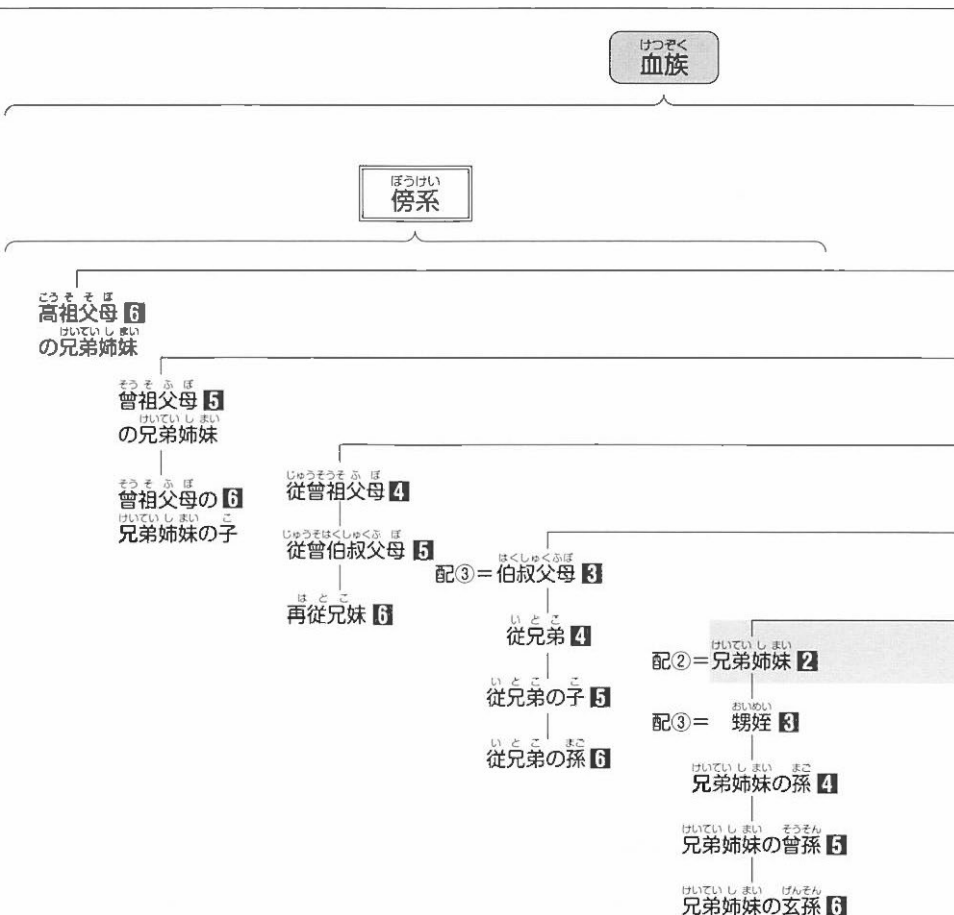
④ 傍系血族の親等



② 実務の着眼点 (非嫡出子の法定相続分)

実子とは、父母と血縁のある子をいいます。戸籍上の婚姻関係にある夫婦間に生まれた実子を嫡出子、それ以外の実子を非嫡出子といいます。民法の改正前は、非嫡出子の相続分は嫡出子2分の1でしたが、改正により平成25年9月5日以後に開始した相続については、嫡出子と非嫡出子の相続分は同一となりました。ただし、兄弟姉妹のうち、全血兄弟姉妹（父母の双方を同じくする兄弟姉妹）の相続分は、半血兄弟姉妹（父母のうちいずれか一方のみを同じくする兄弟姉妹）の法定相続分2分の1のままで、民法の改正は行われませんでした。

6 親族関係図



1. ①～⑥は、6親等内の血族
2. ①～③は、3親等内の姻族
3. 〇〇〇〇は、取引相場のない株式の評価における「中心的な同族株主」の判定基礎になる同族株主（第14章で解説）

※ = は、戸籍法上の婚姻関係を表します。

※ - は、血族関係（自然血族および法定血族）を表します。

浅見 透（あさみ とおる）

昭和57年3月に明治大学経営学部を卒業。公認会計士辻会計事務所（現辻・本郷税理士法人）にて勤務。平成元年12月に税理士試験合格。平成4年2月に開業し、現在、税理士、公認会計士14名を含む40人のスタッフによる浅見会計事務所の所長。

東京税理士会練馬西支部の役員を歴任し、現在は監事。

平成17年4月に明治大学会計専門職大学院兼任講師、平成30年4月に明治大学経営学部客員教授、現在は明治大学経営学部兼任講師として法人税の講義を担当。

著書に、『はじめての法人税』（日本法令、令和5年）がある。